

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5-⑬)

政策分野名 【施策名】	地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	担当部局名	農村振興局(大臣官房環境バイオマス政策課) 【大臣官房環境バイオマス政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課/都市農村交流課/鳥獣対策・農村環境課/地域整備課】
政策の概要 【施策の概要】	中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進、地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保、地域経済循環の拡大、多様な機能を有する都市農業の推進	政策評価体系上の位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の3(1) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂) Ⅲ. 10. 人口減少社会における農山漁村の活性化 ① 農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村発イノベーションの推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保 ② 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備 ③ 農村を支える新たな動きや活力の創出 ④ 農地の長期的な利用 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日) - 第3の2.(3)⑥ア 滞在型農山漁村の確立・形成 ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 13.(1)観光立国の実現 13.(2) ii) ①生産基盤の確保・強化(人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等) 13.(2) v) 農山漁村における農林水産省以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等 ・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定) - 第2章2.(5)インバウンド戦略の展開 - 第3章1.(4)食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 ・まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) - 第3章2.(2)①(a)関係人口創出・拡大のための環境整備 4.(1)①(ii)魅力的な集落生活圏の形成(「小さな拠点」の形成等) - 第3章4.(1)②(i)地域資源を活用した農山漁村(むら)づくり ・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月14日閣議決定) Ⅲ.9.(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)		中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進に向けて、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備等の取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保										
ア	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
	中山間地域の特色を活かした営農 と所得の確保に取り組む地区のう ち、新たに事業目標を達成した地 区数	0 地区	元年度	350 地区	7年度	60 地区	100 地区	140 地区	280 地区	320 地区	S ↑ ー 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)①の「中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保」に向けて 各種整備等を行う旨の基本計画の内容に対応するアウトカム指標として設定。
						84 地区	123 地区	190 地区				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組む地区のうち、地域の中で自らの 創意工夫により事業目標を達成した地区の割合が「8割」となるように目標値(地区数)を 設定。
把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:事業目標を達成した地区数を集計(累計)										
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)		地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保に向けて、農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化、農泊、ジビエ利活用の拡大、農福連携、農村への農業関連産業の導入等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数		0 事業体	3年度	100 事業体	7年度	-	-	48 事業体	66 事業体	83 事業体	S ↑ ー 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②アの「農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 農山漁村発イノベーションを推進するため、令和4年度から農山漁村振興交付金の中に「農山漁村発イノベーション対策」を新設し、優良事業体を100創出することを事業目標として掲げていることから、本施策の測定指標を当該事業目標に見直すもの。
						-	-	69 事業体				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 従来の農林漁業の6次産業化を進展させ、多様な地域資源を活用した農山漁村発イノベーションに取り組む優良事業体数を令和7年度に100事業体とすることとして設定。 なお、優良事業体とは、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定時から認定3年後又は農山漁村発イノベーション推進支援事業、農山漁村発イノベーション等整備事業若しくは農山漁村発イノベーションサポート事業による事業完了から2年後にかけて、①売上高(支援に係るイノベーション事業かつ経営全体)、②営業利益(経営全体)の全ての指標が増加した者を指す。
		把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への調査								
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		農泊の推進											
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準 年度	目標 年度	年度ごとの実績値										
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度						
ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ 宿泊者数及び訪日外国人旅行者 数のうち農山漁村体験等を行った 人数	1,212 万人/年	30年度	1,540 万人/年	7年度	1,290 万人/年	1,340 万人/年	1,390 万人/年	1,440 万人/年	1,490 万人/年	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②イの「農泊の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年度の実績値1,212万人を基準とし、以下の要素を合計して設定。 ①「グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数」については、当該施設の利用状況におけるH27～H30年度のトレンドを基に増加傾向を算出。 ②「訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数」については、「明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)」における訪日外国人旅行者数の目標(2030年に6,000万人)から求めた各年度の増加傾向を基準とし、観光庁の訪日外国人消費動向調査において農漁村体験等を行った割合を乗して算出。		
	把握の方法		出典:「農林業センサス及び漁業センサス」(農林水産省統計部)、「訪日外客数統計」(日本政府観光局)及び農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:各統計情報及び各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計										
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
目標③ 【達成すべき目標】		ジビエ利活用の拡大											
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準 年度	目標 年度	年度ごとの実績値										
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度						
ア ジビエ利用量	2,008 トン/年	元年度	4,000 トン/年	7年度	2,340 トン/年	2,672 トン/年	3,004 トン/年	3,336 トン/年	3,668 トン/年	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②ウの「ジビエ利活用の拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ジビエ利用量を令和7年度までに令和元年度の水準から倍増させる目標を設定。各年度の目標値については毎年度、一定値(332トン/年)増加するものと想定し設定。		
	把握の方法		出典:野生鳥獣資源利用実態調査(農林水産省大臣官房統計部) 作成時期:調査年度の翌年度9月末(速報) 算出方法:食品衛生法に基づき食肉処理業の許可を有し、野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設を対象に調査を実施										
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標④ 【達成すべき目標】		農福連携の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 農福連携に新たに取り組む主体数	0 件	元年度	3,000 件	6年度	500 件	1,050 件	1,650 件	2,320 件	3,000 件	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②エの「農福連携の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農福連携等推進ビジョン(令和元年6月農福連携等推進会議決定)」において定められた目標(農福連携に新たに取り組む主体を新たに3,000創出:令和6年度まで)に基づき、令和元年度時点で既に農福連携に取り組んでいる主体数(5,000と推計)から、対前年度10%程度増加するものとして設定。
					454 件	1,392 件	2,226 件				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:厚生労働省及び各県からの聞き取り結果を農林水産省にて集計								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(3)		地域経済循環の拡大									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		地域経済循環の拡大に向けて、バイオマス・再生可能エネルギーの導入・地域内活用、農畜産物や加工品の地域内消費、農村における SDGs の達成に向けた取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		バイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、活用									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	2年度		3年度		4年度	5年度	6年度				
ア 土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合	約30%	2年度	40%以上	7年度	-	32%	34%	36%	38%	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③アの「小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、活用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画では、「農業用水を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの導入、を促進することが重要である」と位置づけていることから、「土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合を令和7年度までに約4割以上にすることを測定指標として設定。 目標年度及び目標値は土地改良長期計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目標値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:整備済小水力等発電施設の発電容量を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値／当該年度目標値×100 A`ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度					
イ 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模	296.6 億円	30年度	600 億円	5年度	420 億円	480 億円	540 億円	600 億円	－	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③アの「バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入、活用」に該当するアウトカム指標として設定。 農山漁村再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが肝要であり、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースを勘案し、令和5年度末時点の経済規模として600億円を設定。 長期にわたる戦略的な取組であり、必ずしも短期間で効果が現れるものではないが、施策の進捗を適時適切に評価する観点から、年度毎の目標値を設定するように見直し、基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。	
	把握の方法		出典:農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:取組主体からの調査結果(発電容量、供給熱量等)及び固定価格買取制度調達価格(経済産業省公表データ)により試算									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
目標② 【達成すべき目標】		農産物直売所等での提供・販売										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度					
ア 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数	3,000 件	元年度	5,700 件	7年度	－	3,900 件	4,350 件	4,800 件	5,250 件	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③イの「農産物直売所での提供・販売」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月農林水産省告示。令和3年4月一部改正)において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、令和7年度までに50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数」を把握するための指標として選定。	
	把握の方法		出典:「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部) 作成時期:調査年度の翌年度3月 算出方法:常設施設・通年営業の事業体数×1億円以上の事業体数割合									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(4)		多様な機能を有する都市農業の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		多様な機能を有する都市農業の推進に向けて、農業経営の維持発展等を促進するとともに、都市の農地の有効な活用や適正な保全を図り、農と住の調和するまちづくりを推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積	30 ha	元年度	255 ha	6年度	75 ha	120 ha	165 ha	210 ha	255 ha	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)④の「「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 生産緑地12,700ha(平成30年3月31日時点)のうち将来農地を貸す可能性がある農業者の割合が2割(東京都都市農地保全調査(令和元年度)より)であることから、12,700ha×20%=2,540ha うち5年間で貸付を希望する面積の割合1割を目標値として見込む。 2,540ha×10%≒255ha(目標値) 255ha(目標)-30ha(基準)=225ha(増加面積) 225ha÷5年=45ha(年間増加面積)
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:農地の貸借面積について、各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段							
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1)	食料産業・6次産業化交付金 (平成30年度) (関連:5-①、③)	(2)-①-ア (3)-①-イ (3)-②-ア	0019	(6)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:5-⑦、⑧、⑩)	(1)-①-ア	0144
(2)	中山間地域所得確保推進事業 (令和2年度) (関連:5-⑦)	(1)-①-ア	0132	(7)	畜産バイオマス地産地消対策事業 (令和元年度) (主)	(3)-①-イ	0237
(3)	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (平成30年度) (関連:5-⑧、⑰)	(3)-①-ア	0135	(8)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (主)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-④-ア (3)-②-ア (4)-①-ア	0238
(4)	農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:5-⑧)	(3)-①-ア	0138	(9)	中山間地域農業農村総合整備事業 (令和2年度) (主)	(1)-①-ア	0239
(5)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:5-⑦、⑧、⑰、⑱、㉔)	(3)-①-ア	0143	(10)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:5-⑦、⑭、⑱、㉔)	(2)-③-ア	0242
行政事業レビューシート 参照URL		https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/05_bunya13.html					

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 土地改良法 (昭和24年) (関連:5-⑦、⑧、⑩)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)-①との関連】 本法に基づき、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を事業対象地域として農地、農業水利施設、農道等の生産基盤の総合的な整備を行うことにより、中山間地域の特色を活かした営農の確立や所得の確保に寄与する。 【(3)-①との関連】 本法に基づき、農業水利施設の整備等と併せて再生可能エネルギー施設の整備等を行う事により、再生可能エネルギーの導入・活用に寄与する。
(2) 農山漁村電気導入促進法 (昭和27年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定。農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進。 本法を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られるものである。
(3) 山村振興法 (昭和40年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	山村振興基本方針、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に資する。 本法を活用し、山村の産業基盤や生活環境の整備、地域資源を活用した産業振興等を行うことにより、当該地域の特色を活かした営農の確立や所得の確保に寄与する。
(4) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 (昭和46年) (主)	-	-	-	-	(2)-⑤-ア	農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される産業に就業することを促進するための措置を講ずる。
(5) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年) (主)	-	-	-	-	(4)-①-ア	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備により、都市農地の保全、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解醸成の役割といった多様な機能の発揮に寄与する。
(6) 市民農園整備促進法 (平成2年) (主)	-	-	-	-	(4)-①-ア	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりのある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。 市民農園の整備により、都市農地の保全、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解醸成の役割といった多様な機能の発揮に寄与する。
(7) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	傾斜地が多くまとまった平地が少ないため、生産コストが割高となるなど、農業生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に資する。 本法を活用し、農林業その他の事業の振興を図るための新規作物の導入による農業経営の改善や需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売等を通じて、雇用と所得の確保が図られるものである。
(8) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成6年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に資する。 農林漁業体験民宿業の登録制度等を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。
(9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年) (関連:5-⑦、⑧、⑩)	-	-	-	-	(2)-②-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。
(10) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 (平成20年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資する。 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。

(11)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成20年) (関連:5-⑭)	-	-	-	-	(2)-③-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与するとともに、捕獲した鳥獣の食品(ジビエ)としての利用等を推進する。
(12)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年) (主)	-	-	-	-	(3)-①-イ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。
(13)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年) (関連:5-①、③)	-	-	-	-	(3)-②-ア	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。
(14)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年) (主)	-	-	-	-	(3)-①-イ	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取る制度や市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度を定めた法。 この法律の適正な執行により再生可能エネルギー供給設備の導入促進が図られ、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。
(15)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年) (主)	-	-	-	-	(3)-①-イ	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、農林漁業の発展に資する再生可能エネルギー供給設備の適切な導入促進が図られ、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。
(16)	都市農業振興基本法 (平成27年) (主)	-	-	-	-	(4)-①-ア	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するもの。 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に寄与する。
(17)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (平成30年) (主)	-	-	-	-	(4)-①-ア	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に寄与する。
(18)	振興山村・過疎地域経営改善資金 (昭和45年度) (主)	《貸付枠》 150 (0)	《貸付枠》 200 (20)	《貸付枠》 200 (35)	《貸付枠》 200	(1)-①-ア	振興山村又は過疎地域において、農林漁業の振興等を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化を実現できるよう、必要な資金を融通。 本資金の融通による農林漁業関係施設等の改良・造成・取得等により、経営改善が進展し、農林漁業の振興、所得の安定確保や地域の活性化が図られるものである。
(19)	中山間地域活性化資金 (平成2年度) (主)	《貸付枠》 23,000 (7,677)	《貸付枠》 21,000 (11,571)	《貸付枠》 22,000 (11,897)	《貸付枠》 20,700	(1)-①-ア	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興、地域の活性化を図るために必要な資金を融通。 中山間地域において、本資金の融通による新商品の開発、需要の開拓等により、地域の農林畜水産物の加工の増進、流通の合理化等が進展し、所得の安定確保や地域の活性化が図られるものである。

(20)	特定地域(過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島)における工業用機械等の割増償却(昭和45年度) (主)	897 (534)	- (845)	- (令和5年 9月 把握予定)	-	(1)-①-ア 租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 (振興山村)※令和2年度まで 産業振興施策促進区域のうち振興山村地域内において、地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の事業の用に供する一定規模以上の施設を取得した事業者に対して、5年間の割増償却を行う。 (機械・装置等)普通償却限度額の24%の割増償却 (建物等)普通償却限度額の36%の割増償却 (過疎地域) 過疎市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置)普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物)普通償却限度額の48%の割増償却 (半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島) 市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置)普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物)普通償却限度額の48%の割増償却 本特例により、民間事業者等の特定地域への進出や設備投資を促し、雇用と所得の確保を図られるものである。
(21)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(農住組合関係)[所得税・法人税:租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81] (昭和56年度) (主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(4)-①-ア 租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81 個人又は法人が農住組合法による交換分合により土地等を譲渡し交換取得資産を取得した場合、個人の場合は譲渡がなかったものとし、法人の場合は圧縮限度額の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。 本措置の適用により、市街化区域内農地の当面の営農の継続を図り、もって農と住の調和するまちづくりの推進に寄与する。
(22)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(特定農山村法関連) (平成5年度) (主)	0 (0)	0 (0)	-	-	(1)-①-ア 令和4年度以降、適用対象から除外。(旧租税特別措置法第34の3条、第65条の5第1項、第68条の76) 農地所有適格法人が農林地等を譲渡した場合に、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができる。
(23)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第19項] (平成20年度) (主)	18 (21)	22 (22)	21 (21)	28	(3)-①-イ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間、()内の率を掛けた額に軽減する。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料(2/3)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。
(24)	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法附則第15条第26項] (平成25年度) (主)	1,822 (1,714)	1,828 (2,259)	1,899 (令和6年 2月下旬 把握予定)	1,195	(3)-①-イ 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備、※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減する。 この特例措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)

事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度)	(3)-①-ア	内-0085	(8) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	(3)-①-ア	国-0504
(2) 【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	(3)-①-ア	内-0085	(9) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 (令和2年度)	(1)-①-ア	国-0504
(3) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	(3)-①-ア	国-0503	(10) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度)	(3)-①-ア	国-0508
(4) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	(3)-①-ア	国-0503	(11) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	(3)-①-ア	国-0508
(5) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 (令和2年度)	(1)-①-ア	国-0503	(12) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	(3)-①-ア	国-0508
(6) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度)	(3)-①-ア	国-0504	(13) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 (令和2年度)	(1)-①-ア	国-0508
(7) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	(3)-①-ア	国-0504			

各府省庁行政事業レビューシート
参照URL

(内閣府HP) https://www.cao.go.jp/yosan/review_suishin5.html
(国土交通省HP) https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003095.html

- (注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
- (注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
- (注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。